

令和3年度

県の予算等に関する要望書

秦 野 市

目 次

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の早期事業化に対する支援について	2	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道612号（上粕屋南金目）の改良等について	6	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	10	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	県立秦野戸川公園の整備促進について	14	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
5	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	18	新規	県土整備局 環境農政局	政策部 総合政策課
6	野生鳥獣対策について	22	一部 新規	環境農政局	環境産業部 農業振興課
7	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	26	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
8	福祉施策に係る人材の確保等について	30	継続	福祉子ども みらい局	こども健康部 保育こども園課 福祉部 高齢介護課 障害福祉課
9	学校給食導入等への支援について	34	継続	教育局	教育部 学校教育課

※ 一部新規の要望事項は、本文中_____（下線）で表示しています。

国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の
早期事業化に対する支援について

1 国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の早期事業化に対する支援について

継続

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6 km）について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、早期全線事業化、全線整備を図るよう、国への働きかけについて、県の積極的な支援をお願いいたします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、沿線の交通環境改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1 km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称）6.9 km）を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 令和3年度に完成予定の新東名高速道路の秦野IC（仮称）へのアクセス道路（オンランプ・オフランプ）が、現国道246号の渋滞区間である当市菖蒲地内に接続される計画であり、渋滞問題に拍車をかけることが懸念されます。

効果

東名高速道路と新東名高速道路及び圏央道が一体となる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞解消をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進、国土強靱化等を図る上で、重要な役割を果たします。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、企業が海外の生産拠点を閉鎖し、国内サプライチェーンに回帰しようとする動きも見られる中、当市未事業化区間6.9 kmの中央部に整備が予定されている渋沢IC（仮称）は、本市製造業の約9割を集積する3か所の工業

団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しており、市内企業の更なる発展に大きく寄与します。

(2) 現在、本県において、神奈川県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中、県が作成した「津波浸水予測図」では、最大で14m超の津波が本県の沿岸を襲うと想定されています。沿岸部に甚大な被害が生じれば、県西・県央における復興拠点としての役割を担う内陸部の自治体にとって、国道246号バイパスは救援物資等の輸送に効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図（4ページに掲載）

県道612号（上粕屋南金目）の改良等について

要望事項

延命地藏先から伊勢原15号踏切までの約260mについて、電線共同溝の整備をお願いします。

併せて、夜間の歩行者の安全確保のため、バリアフリー法に基づく道路照明の設置をお願いします。

現状

(1) 県道612号（上粕屋南金目）は、おおね公園や大型商業施設へのアクセス道路であり、多くの歩行者が利用しています。当区間の整備は、平成30年6月に利用を開始した鶴巻温泉駅南口広場と合わせ、市民の利便性向上につながると期待されています。

(2) 当区間は、幅員3mの歩道が整備され、歩行者が安全に通行できるようになりましたが、歩道内に電柱等があり、快適な歩行空間が確保されていません。

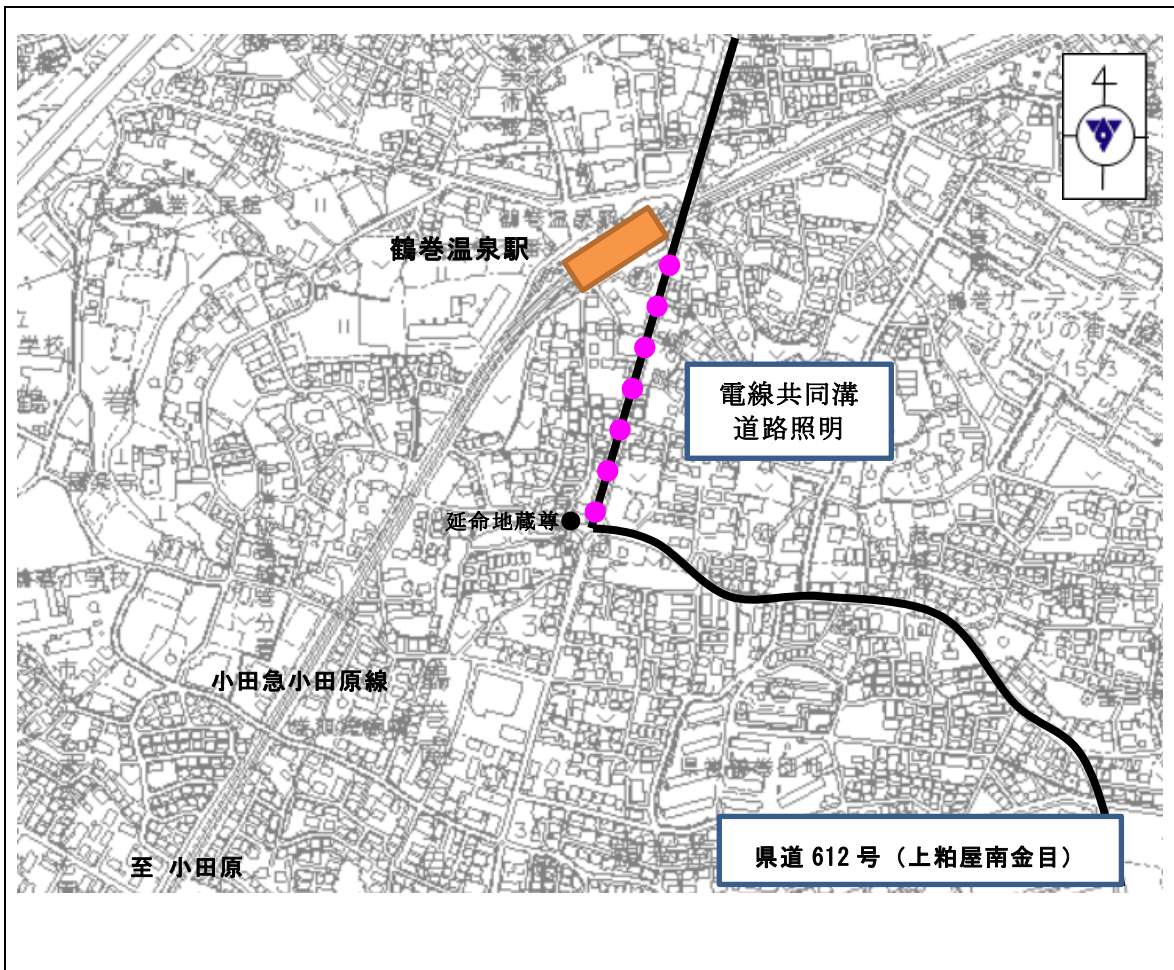
効果

電線共同溝及び道路照明の整備により、歩行者の安全確保及び良好な景観形成が図られます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について

要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区の用地交渉の促進をお願いします。

併せて、電線共同溝の整備をお願いします。

現状

(1) 本市では、小田急線4駅周辺の特性を活かした「にぎわいの創造」に取り組んでおり、県道705号は、本市の玄関口となる秦野駅北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

「本町705号周辺整備検討会」における商店街の活性化に係る周辺商業者との意見交換や「本町一丁目5号線支線道路改良事業」のほか、平成29年4月からは、本町二丁目建替等事業費補助制度の施行等、当地区のまちづくりを推進するための施策に取り組んでいます。

(2) 第1工区については、用地買収が完了しました。第2工区では、建物調査等を実施し、一部で用地交渉を開始しています。

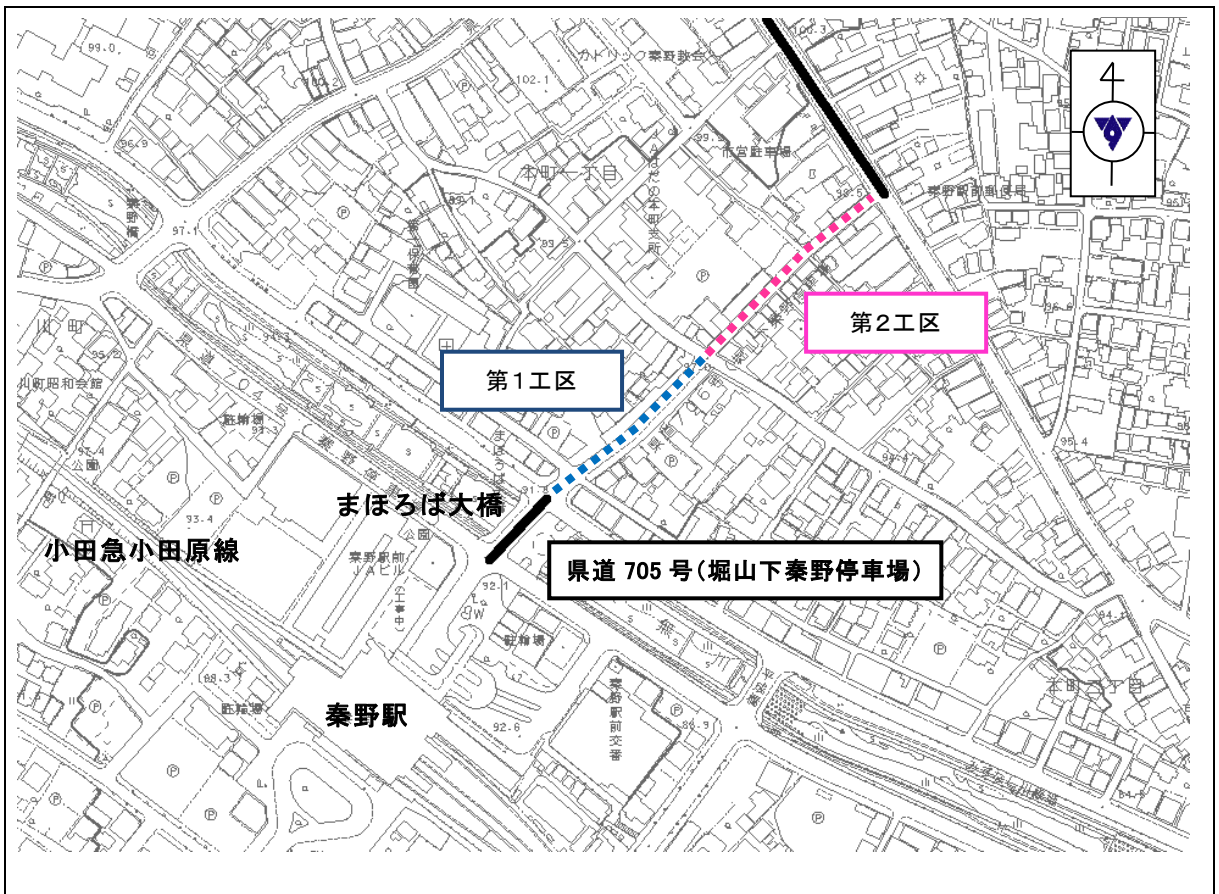
効果

(1) 幅員の狭い一方通行の道路を歩道のある交互通行の道路に整備することで、交通の利便性向上及び歩行者の安全・快適な空間が確保されます。交互通行が可能になれば、街中への回遊性が高まり、街歩きによるにぎわいの創出につながるとともに、水無川沿いの市道6号線から県道705号への通行が容易になり、市道の慢性的な渋滞緩和が期待できます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



県立秦野戸川公園の整備促進について

要望事項

令和3年度に新東名高速道路及び秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されています。秦野サービスエリア（仮称）に隣接する県立秦野戸川公園は、地域の観光資源として、多くの観光客を引き付ける魅力があります。地域観光の核として、未整備区域を活用した更なる魅力向上につながる公園整備の早期実現をお願いします。

現状

(1) 県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。

（※未開設区域：14.6ha）

(2) 本公園は、丹沢登山の拠点として賑わい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を活かした多様なレクリエーション機能を有しています。新東名高速道路の開通により、首都圏や西日本からのアクセスが更に向上するため、多数の観光客を引き付ける効果が期待されます。

(3) 多くの人を訪れる夏休みシーズン等は、常設駐車場の他に多目的グラウンドを臨時駐車場として対応されておりますが、スポーツライミング（リード、スピード、ボルダリング）施設の開設とスマートインターチェンジの供用開始により、更なる来訪者の増加が見込まれます。

(4) 当市では、昨年度から表丹沢全体の魅力向上を図るための「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」の策定を進めていますが、その中でも、本公園を拠点施設の1つとして位置付ける予定であることから、更なる観光・地域振興を図るため、当市の構想と連携した本公園の未開設区域の早期開設が強く望まれています。

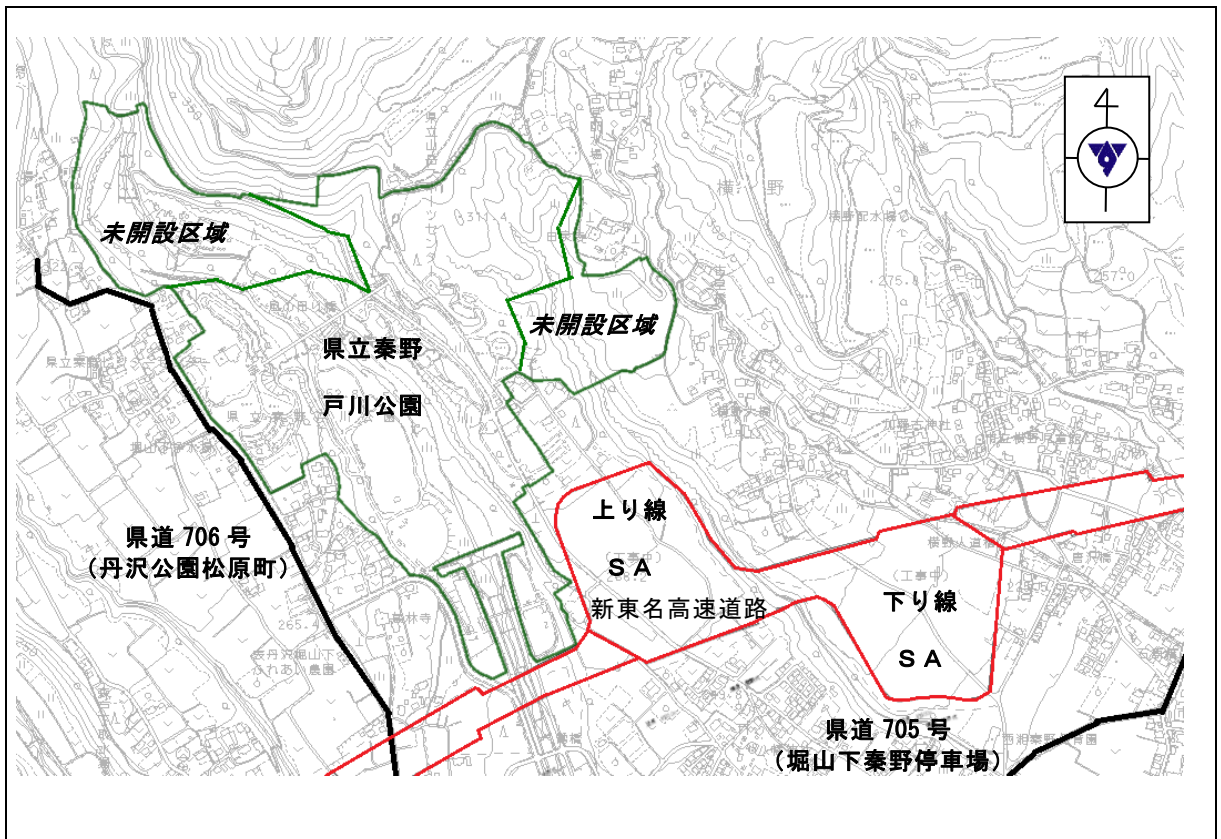
効果

本公園へのアクセス向上等により、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

要望先

県土整備局道路部道路企画課
県土整備局都市部都市公園課

要望箇所図



表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の
効果的な活用について

要望事項

表丹沢の魅力の更なる向上と、現在、策定中の「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」のビジョンの実現のため、県有施設等の効果的な活用及び本市施策との連携をお願いします。

（１）表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進

（２）県道、登山道、県有林道等の適正な維持管理と、表丹沢の魅力向上につながる整備及び活用の検討

現状

（１）本市では、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」を策定し、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、実現に向け取り組みを推進していきます。

（２）表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から約４５年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られます。平成７年開設の菜の花台園地の施設は、展望台、公衆トイレ、駐車場のみとなっていますが、本市がヤビツ峠で整備するヤビツレストハウス（仮称）との一体的な活用や、休憩スポットとしての魅力向上策の検討に取り組んでいます。

（３）表丹沢には県道をはじめ、様々な目的の道が数多く整備されていますが、風雨などの影響も受けやすく、維持管理や安全な利用に課題があります。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れをとらえるとともに、2度、3度と訪れたくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、本市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局、平塚土木事務所

要望箇所図



野生鳥獣対策について

要望事項

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、本市が実施する広域獣害防護柵の点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザル大山群の全頭捕獲、及び日向群や他の群れが適正規模となるよう、有効な管理対策の実施
- (3) イノシシについては、近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているため、捕獲許可に関する権限の市への移譲を見直すとともに、生息状況の把握及び被害の軽減に直結する繁殖抑制など、より実効性の高い管理対策の実施
- (4) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

現状

(1) 本市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めています。しかし、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は、群れの縮小に至っていますが、日向群の南下による新たな被害発生への警戒や対応が必要な状況も生じています。

(3) イノシシについては、農業被害が、市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要が生じています。

(4) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全が図られます。

要望先

緑政部自然環境保全課

産科医の確保及び医療体制の整備・充実について

要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、分娩環境の整備及び地域医療の連携体制の強化に向け、次の事項を要望します。

- (1) 産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第7次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充
- (3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

現状

(1) 当市の地域医療において中核的な役割を担う秦野赤十字病院については、①平成27年2月から分娩が休止されていること、②小児科医の不足により平成29年度から小児の入院及び二次救急の受け入れが休止されていること、③医師不足により救急患者を受け入れられない場合が多く、市内の救急搬送者の約4割が市外の医療機関に搬送されていること、など非常に深刻な状況にあります。

(2) 県では、「第7次神奈川県保健医療計画」の一環として「医師確保計画」を策定され、産科医等が不足している地域の危機的状況を改善し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、医療従事者の確保対策に取り組まれています。

しかし、確保に関する指標として、医師の年齢や労働時間を踏まえて算出した、全国一律の医師偏在指数を導入したことにより、15歳

から49歳の女性人口10万人当たりの産科・産婦人科医師数について、当市を含めた湘南西部地域は、従来の計画では、県平均に対して3.2人少ない状況であったものが、7.4人多い状況となりました。これは、当地域に周産期救急医療システムの基幹系病院が存在することにより医師偏在指数が高めに算出されたものと考えられ、地域の実情とは大きく異なるものです。

(3) 医師不足の解消に向け、医学生への修学資金の貸付、臨床研修医制度の見直し、女性医師が働きやすい医療環境の整備、医科大学と連携した安定的な医師の確保などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要と考えます。

同様に、看護師不足の理由の一つには過酷な労働条件がありますので、看護学生への修学資金の貸与、働き続ける環境づくり等、抜本的な対策を講じる必要があります。

(4) 様々な症状、疾病の患者が増加しているため、総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携の強化が必要ですが、産科、救急医療に携わる医師は、勤務時間等の労働条件が過酷であることや、医療事故等の訴訟リスクも高いことから、その確保が困難な状況となっています。

効果

(1) 「第7次神奈川県保健医療計画」では、県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備において、公的病院等として「秦野赤十字病院」が位置付けられています。同病院の機能強化に向け県の支援が行われることで、市域における周産期医療体制が整備され、市民が安心して子どもを産み、育てる環境づくりの推進につながります。

併せて、小児救急、周産期医療の体制が整備されることにより、患者が症状に応じた適切な治療を地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な地域医療の実現が図られます。

(2) 医療従事者の養成・確保体制を強化することにより、医療圏格差が解消されるとともに、地域医療の確立につながります。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

福祉施策に係る人材の確保等について

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。

現状

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、平成26年度人事院勧告により見直しが行われました。しかし、生活圏が同一であり、給与水準や家賃水準がほぼ同水準である近隣の自治体が、引上げや高い水準のまま据え置きとなる中、当市の地域区分は、見直し前と同じ6／100と低水準のまま据え置きとなりました。

令和元年12月には「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる仕組みを導入すべきとされていますが、本市は見直しの対象外となっています。

地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

効果

地域区分が高いことを背景に、給料が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

学校給食導入等への支援について

要望事項

- 1 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるように、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について国への働きかけをお願いします。
また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。
- 2 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国への働きかけをお願いします。

現状

- 1 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人以下の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）は、1,500食以下で1人、1,501～6,000食で2人とされています。
こうした中、国を挙げて取組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場は市町村が全額を負担して独自に配置している状況です。

2 給食施設は菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助対象とされていないため、市単独での整備が困難となっています。

効果

1 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組にきめ細やかに対応することが可能となります。また、複雑・多様化する食物アレルギー等に適切に対応し、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成に効果が期待できます。

新たに開始する中学校給食事業では、開始年度の当初から学校栄養士が配置されることで、円滑な事業開始のための準備が可能となります。

2 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても教職員等の負担軽減に効果が期待できます。また、補助制度の創設により給食施設・設備の長寿命化を促進することで、市町村の財政的負担を緩和し、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

要望先

教育局行政部教職員人事課

教育局行政部財務課